

社団法人日本超音波医学会認定超音波指導医の推薦に関する申合せ

(平成2年7月13日理事会承認)
 (平成6年3月4日理事会改正)
 (平成10年7月1日理事会改正)
 (平成12年9月22日理事会改正)
 (平成13年11月16日理事会改正)
 (平成14年12月20日理事会改正)

- 1 本申合せは、社団法人日本超音波医学会認定超音波指導医(以下「指導医」という。)の委嘱に関する内規を補足するためのものである。
- 2 指導医は、超音波医学に関する豊富な学識と経験を有し、臨床、研究及び教育に十分な能力と情熱を有する者で、かつ、次の各号に定める条件をすべて満たしていなければならない。
 - 一 専門医であること。
 - 二 申請時に於て、10年以上継続して本会正会員であること。
 - 三 最近5年間に、超音波専門医更新実施内規に定める研修・業績単位を250単位以上取得していること。ただし、第3項に定める専門医及び検査士の育成実績及び学会活動などに関わる単位をこれに含めることができる。
- 3 専門医及び検査士の育成実績及び学会活動などに関わる単位とは、最近5年間のものとし、以下のとおりとする。

一 育成した専門医(注1)	1人につき	50単位
二 育成した検査士(注1)	1人につき	20単位
三 理事、監事、学会幹事としての活動	1年につき	10単位
三 各種委員会委員としての活動(注2)	1年につき	10単位

注1：専門医及び検査士の育成実績は、それぞれ認定試験受験申請書にある「直接教育・指導を受けた指導医及び専門医」欄に指導者として氏名が記載されていることをもって認める。

注2：複数の委員会委員であっても、1年につき10単位とする。
- 4 本委員会は、指導医の申請方法を会員に公示し、申請(自薦)のあった者のうち、指導医として適格と認められた者を理事会に推薦する。
 ただし、自薦申請する者は手数料(郵便切手500円分)を添えて、期間中に理事長に提出しなければならない。
- 5 本委員会は、指導医の推薦に際して、第2項及び第3項の規定にかかわらず、専門領域、在住地域、所属施設、教育環境及び顕著な学会活動などの状況を考慮することができる。
- 6 本委員会の構成員の2/3以上が、不適格と認められた場合には、第2項及び第3項の要件を満たしていても、推薦を取り止めることができる。
- 7 任期は、5年とするが、継続して推薦する場合の基準も第2項及び第3項に従うものとする。
- 8 本委員会は、構成員の2/3以上が、不適格と認められた場合には、任期中であっても、理事長に指導医の委嘱を取り消すよう進言できる。
- 9 指導医が資格条件を喪失したとき、及び本委員会から指導医の委嘱を取り消すよう進言があった場合には、理事長は、理事会の議を経て指導医の委嘱を取り消す。
- 10 この申合せの改廃は、本委員会の発議により、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この申合せは、平成2年7月13日から施行する。

附 則

- 1 この申合せの改正は、平成12年9月22日から施行する。
- 2 注1にある「直接教育・指導を受けた指導医及び専門医」欄による専門医の育成実績の証明は、平成13年度(第11回)認定試験申請より実施する。ただし、平成16年度までの指導医申請にあたっては、従前の「意見書(様式5)」署名者及び「指定施設研修終了証明書(様式4)」にある研修指導担当医も育成実績者として認める。
- 3 「検査士の育成実績」については、「直接教育・指導を受けた指導医及び専門医」欄による育成実績認定方式が開始されてから、4年間については「推薦状」署名者も育成実績者として認める。

附 則

この申合せの改正は、平成13年11月16日から施行する。

附 則

この申合せの改正は、平成14年12月20日から施行する。